

平成23年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成23年12月13日）

---

（午前9時58分 開会）

開会・会議宣告

- 議長（山崎数彦君） おはようございます。  
ただいまから、平成23年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしております。

会議録署名議員の指名

- 議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則により、会議録署名議員に4番下山則義さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
この定例会を、本日から12月15日までの3日間とすることに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

- 議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。  
事務局長に報告させます。  
渡部議会事務局長。
- 議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。  
この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、選挙1件、委員長報告1件であります。  
次に、議長の報告でございますが、平成23年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。  
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。  
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。  
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

教育行政について、報告を求めます。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

おはようございます。

平成23年9月13日開催第3回定例市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

4市町間の公の施設の相互利用に関する協定についてでございます。

第2回定例市議会において御報告させていただきましたが、昨年、上砂川町、奈井江町、浦臼町の3町による教育行政の広域連携が協議され、ことし2月に本市にも参加要請があり、平成23年度より改めて4市町による調査研究及び協議が始まりました。5月24日に、本市と上砂川町、奈井江町、浦臼町による第1回4市町教育長・次長会議が開催され、その後、3回に及ぶ広域教育行政についての協議が行われました。

その中で、4市町においては、住民福祉、住民サービスの向上に資するため、これまでに福祉、文化、体育施設等、各種の公共施設を建設・設置してきたところであり、住民の活動範囲はますます広域化するとともに、各種施設建設等の要望もまた多様化しております。このため、歴史的に住民層のつながりの深い地域の住民については、それぞれの市町の設置した公共施設を施設設置の市町住民と同様の条件で相互に利用できるようにすることにより、住民に新たな負担を生じさせることなく、多種多様な施設を利用することが可能となり、それぞれの市町の住民サービスの向上が図れるものであります。

したがって、本市においては、有料施設を設置しているまちの住民以外が利用する場合には、現行で1.5倍や2倍の使用料となっている施設を、設置しているまちの住民と同額で使用できるといった大きな利点があり、本市に設置のない施設を利用する場合には安い料金で活用できることとなるものであります。

このようなことから、社会教育関連施設につきまして、平成24年4月1日から4市町間において相互利用するものであり、協定書（案）に基づき、各市町が足並みをそろえ、12月議会において行政報告を行うものとなっております。

また、本協定書は、来年1月には4市町の首長が調印する運びとなっており、各市町、広報等の掲載やチラシの配布により広く住民の皆さんに周知していく予定となっておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 4市町が25施設を相互的に利用するというところで、そして利用しや

すいようにそのまちの料金で他の市町が、そういった住民の方々も利用できる。それは歌志内市も加わってこれから実施していくというようなことではございますが、これは大変いいことだと思います。決して反対するとか何とかそういう立場ではなくて、疑問な点についてちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

まず、これは今、説明のほかに、12月7日、プレス空知に出ている新聞の記事をちょっと持っているのですが、これについて確認したいことがございます。

まず、1番目でありまして、この記事の内容によると、事務局を務める奈井江町教育委員会は、同じ趣味の人が集まってくる。これは大変いいことだというようなことをまず一つ書かれています。私もそのそのとおりでと思います。これに、今、新聞の中で言われていることができ上がっていく可能性といいますか、将来的にそういったものが可能性をどの程度のものができ上がっていくということを考えておられるのかということ、まずお聞きしたいと思いません。

それと、もう一つ、将来的には共通の役割を持つ施設があるので役割分担の議論も出てくるのではないかと。これについてですが、この文章を読みますと、例えば陶芸一つを例にとってみると、陶芸は上砂川が大変やっていますと。ですから歌志内のものはさておいて、上砂川に皆さん集まってやってもらえませんかという、そういったことにつながっていくのか。もしもそうであれば、私は歌志内市民に対するサービスの低下になるのではないかと考えています。そのようなことから、この質問をさせていただきます。

それと、先ほど1番目の質問でもしましたけれども、こうすることによって、歌志内の施設ですね、今言われている六つの施設ですか、それにどれぐらいの人間が歌志内に集まってくるということを考えておられるのか、お聞きしたいと思いません。

そして、もう一つでありまして、これは相互利用に関する協定書の第5条にありますけれども、市町の住民も地元住民と同じ料金で施設を利用することができる。歌志内市は六つの施設が出ていますが、市立図書館とかというのは料金だとかそういうのではないと思うのですが、その料金、歌志内市の料金は幾らで、ほかの地域の方々は何らですよという、この六つの施設についての金額、これを知らせてほしいと思いません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） このたびの事業におきましては、初めての試みということで4月から行われるということでございまして、初めてやっていくということでございまして、先ほどの質問の可能性、それから役割分担、こちら辺については今後の課題になるのではないかなと。こちら辺の協議についてはまだされておりません。これから様子を見て、どのように利用状況を見ながら進めていくのではないのかというふうに考えております。

それから料金に関係ですけれども、当市の施設の料金についてはすべて無料ということで、ほかの住民と歌志内の住民と利用されても今回の施設については無料ということでございまして、一部、郷土館それから公民館ですか、これについては市内、市外とも料金の差はないということでございます。

その他、奈井江町、浦臼町の料金については、例えば奈井江町なら1.5倍、それから浦臼町であれば2倍というようなことが今回の協定によって、歌志内の市民が例えば奈井江町、浦臼町の施設を利用する場合は、そのまちの人が使う料金と同一の料金になるということでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君)　そういうことになりますと、歌志内市の市民がほかの施設を利用するときには大変便利だとか、安い金額で利用することができる。ただ、歌志内市は、市内、そして市外の方々は一律でやってきているということで、変わりはないのですというようなことでよろしいのでしょうか。その点についてはわかりましたけれども、歌志内に人口たくさん集まってきてくれるような、そんな状況であればと思ってその質問をしたのですが。

あと、どうしても一つ気になる場所があります。将来的には共通の役割を持った施設があるので、役割分担の議論ということが新聞に載っているわけなのですが、まだ始まっていないところなので答弁がしにくい、できないというような答弁なのかなと思いますが、やはりちょっと、このところに今先ほど言いましたように、歌志内市にあるものについて違う地域にもあるから歌志内やめましょうねという、そういった役割分担という議論が出てくる、これはちょっとまずい、歌志内の市民に対するサービスの低下ということを考えると余りよくないことなのかなというふうに思うのですが、この辺のところのスタンスをしっかりと持って協議に当たってもらいたいということと、歌志内に今あるもの、何といても、今、陶芸の話をしてきたけれども、実際、サークルには違う地域の方々が、あるいは木彫なんかでも違う地域の方々が来てやっているわけなのです。同じ料金で。そういう関係がありますので、歌志内市が役割分担いらなくなりましたねというようなことが最終的に進んでいくのは、私は余りよろしくないというふうな思いがあるのですが、その辺のところの考え方を答弁願えればと思います。

○議長(山崎数彦君)　小玉教育次長。

○教育次長(小玉和彦君)　歌志内市民としては市外の施設を、ない施設とかいろいろな部分で選択肢というのですか、そういうものをどんどん利用するに当たって、すごくいいことだなというふうに思っております。

逆に、うちの市としては無料ということで、料金がかからないという部分での市外からの利用というものも期待しているところでございます。その中で役割分担の話ですけれども、全くそういう、今、現時点で、今までの議論の中で今の施設を廃止するか、こんなことの議論は一切出ておりません。あくまでも今の既存の施設を4市町で住民が相互に利用していくということでの議論で進めているということで、どこかに集約して施設を、役割をそこに移行していくというようなことは今までの議論の中ではなかったところでございます。

○議長(山崎数彦君)　ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君)　私もちょっと、今、急に見たものですからお伺いをしたいと思うのですけれども、歌志内市では6施設、これは条例とか規則を一部改正する必要がないのか、その辺1点。

それから、公民館の件なのですけれども、たしか私の記憶では、公民館については各団体というのかな、減免規定が採用されていると思うのですけれども、もしほかのまちの人が使われた場合はそれらをどうするのか、2点お伺いいたします。

○議長(山崎数彦君)　阿部教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹(阿部幸雄君)　条例等規則の改正は必要がないのかという1点目の御質問でございますけれども、まず、公の施設は自己の住民に利用されるのが本来の目的というふうになってございます。自己の住民の利用を損なう恐れがないと判断した場合は、他市町の住民にも利用させることができるものであるということでございます。

設置団体の住民の利用を損なう恐れがないと判断して、4市町で十分な協議を行った結果、

相互利用することとしたものでございまして、市民にのみ利用をせしめることを目的とした施設を、あくまでも任意の協定による相互利用というところから、条例改正は必要ないというふうに考えてございます。

ただ、奈井江町、浦臼町のように、町民と町民以外の使用料をそれぞれ50%加算、あるいは2倍といった規定をしているところについては、使用料の部分については条例改正が必要だというふうに考えております。

また、2番目の公民館の減免規定ともかかわりますけれども、4市町ともに使用料を同一にするという考え方からいたしまして、減免についても各4市町同一ということになりますので、当市の場合においても減免規定は規則でうたっている部分がございますので、そこら辺を改正しなければならない部分もあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありますか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） そうしますと、この資料を見ますと、協定の年月日が入っていないのです。私は、規則だから条例を改正するとすれば、先にそちらのほうを改定して、それから協定に入るのではないかという気がするのですけれども、その辺の取り扱いはどうなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 阿部主幹。

○教育委員会事務局主幹（阿部幸雄君） 当市の場合、減免規定に該当してくる部分につきましては、郷土館とそれから公民館という部分が当たりますけれども、実施が4月1日、協定が1月中となっておりますので、それまでには規則改正を行いたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私、今、本当は3点質疑しようと思ったのですが、1点、条例、規則等について原田議員がしましたので、2点確認を伺っておきたいと思います。

まず、協定書（案）の3条、利用者の範囲の中で、対象施設を利用できる者、俗に利用者の確認方法については、内容的にそれぞれの市町は統一して行うのかどうか、この辺ですね。やはり、せっかくこの施設を利用するに当たって、やはり奈井江の住人なのか、例えば砂川の住人なのか。確認方法というのは非常に難しいのではないかと、このように考えるわけですよ。そこで、この確認方法について、どういう手法を持ってやるのか。これが1点。

それから2点目です。公社の関係ではありますけれども、特に冬期に利用頻度の高いアリーナチロル、これがこの協定書の中で対象施設にしなかったのかどうか、この辺についてもちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 阿部主幹。

○教育委員会事務局主幹（阿部幸雄君） まず、1点目の利用者の確認方法を統一するのか、あと、その手法ということですが、こちらのほうの利用者の確認方法は各施設ごとに判断するというふうになっております。確認方法の仕方としては免許証の提示だとか、学生さんであれば学生証の提示というふうな形になるかというふうに思っております。

また、2点目のアリーナチロルをこの中に入れる考えはなかったのかという御質問ですが、今回の協定につきましては、あくまでも社会教育施設というようなとらえ方で実施しておりますので、アリーナチロルの件につきましては協議されなかったというところでございます。

す。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 各施設の利用者の確認方法なのですが、今、学生証、免許証という答弁がございました。実は、免許証も学生証も持っていない方も多数いると思うのです。中には御婦人の方だとか。やはりそういうことは、私は非常に困難を極めるのではないかと、このように思っているわけです。それで、このことはどんどん波及していくと、やはりここが非常に心配なところがございます。このところは、だから先ほど単純に免許証とか学生証と答弁がありましたけれども、そういう人たちの場合はどのように確認をとるのだと、これは非常に大きな問題だと思うのですよね。このことについては、協議した上でこの協定書を、3条を策定しているのかどうか。これこそ非常に問題なところだと思うのです、この協定書の中では。だから、もう一度、もう少し明解に理解できる答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 打ち合わせの中で確認方法をどうするのだということで、先ほど主幹がおっしゃった免許証なり、そういうことも当然、そういうことが一番望ましいということですけども、最終的にやはりその現場現場での各市町の考え方により、最終的にそこにゆだねることになったのですけれども、例えば免許証、そういうものもありますけれども、その施設によって受付表というのですか、その中に名前、住所なり、そういうものを書いて対応しているというところもあるように聞いております。そこら辺は、その方を信用してやるという現場も、そういうところもあるということで、あくまでの施設の今までの対応、これにゆだねて進めていきたいと思いますということで4市町での確認をしております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 確かに大変難しいことだとは理解します。それで、運営に当たってそこら辺、トラブルが発生しないように、これは当事者間で当初からしっかりとした対応をしていただきたいと、このように思いますけれども、この辺について3回目ですから。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） ここら辺にはそういう御意見があったということで、再度、4市町で打ち合わせをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回のこの協議について、最初に奈井江、上砂川、浦臼と話し合いをしていって、後から一緒にやりませんかという感じで来たのだと思うのですけれども、ほかにどこか声をかけたまちがあったのかと、あと、なぜ今回、ほかに参加しないかと呼びかけていたのに、なぜ今回一緒にやらなかったのかというのがわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 6月の行政報告のときにも、ちょっとその関係をお話しさせていただいておりますけれども、1市3町による教育行政の関係が協議されて、そのときにいろいろな教育行政の広域化というものも話された中で、この1市3町がそのときの構成メンバーだったということで、何年かたって、昨年3町でその話が持ち上がって、そのとき過去に4市町でやっているのだから、せつかくなら歌志内にも入っていただくということで、そういう話があって、今年度4月から4市町でこの協議が始まったということでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今後は視野を広げて、もっと違うまちにも呼びかけしたりということは考えられるのですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 現時点では4市町で始めていくということで、そこまで先の議論は今のところはまだ至っていないというところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと確認なのですけれども、使用料を増額にするという提案なのですけれども、現行の利用料金、それぞれが違うのか。例えば、図書館なんかは歌志内は無料ですね。ほかの上砂川、奈井江なんかは図書館を持っているわけなのですけれども、現時点で市民が使うのは無料で、当然、これに関連しますと歌志内が行っても無料ということになるのでしょうかけれども、その辺の差、例えば、これにダブっているのはパークゴルフ場ですとか、野球場ですとかというのがダブっているのがあるのですけれども、現行は例えば300円なのだけれども、それを歌志内さんに合わせて200円にするとか、そういう協議が対象になっているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） あくまでもそのまちの施設の料金ということで、4市町での同一の料金ということは今後の課題になろうかと思えますけれども、あくまでも今のそれぞれのまちのその施設の料金が基本になるということでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それでは、今ここに書かれている各施設、これの料金というのは、提携できれば即周知できる格好にはなると、こういうことですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 周知方法については、これから調印して来年の4月から実施ですから、それまでの間に広報、それから4市町でのチラシ、こういうものをつくって周知しているということですので、今、その作業をしている最中ということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） いろいろな施設が共有できるとはいい方向に向いていけばいいなど、このように思っております。ただ、利用する場合に、よそのまちの人が申し込むわけですから、利用するところの自治体が詳しくわからないと。そうすると、申し込みをどうしていくのか、歌志内教育委員会の中でその中継をとってくれるのか、そんなことをどう考えているのかお伺いしたい。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） あくまでもそのまちの施設ですね。その利用する施設が受付を行うということになっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第9号議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について（平成23年9月13日決算審査特別委員会付託）を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長谷秀紀さん。

○決算審査特別委員会委員長（谷秀紀君） ー登壇ー

報告第9号議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として、付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第98条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。（平成23年9月13日付託）。

2、審査の経過、10月25日、26日、27日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果、いずれも認定する。

以上です。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第9号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定についての件は、原案のとおり認定されました。

## 選 挙 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 選挙第10号歌志内市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に小島恵子さん、中嶋哲さん、杉田義之さん、黒田征子さん、以上4名を指名いたします。

補充員は、補充の順位別に、第1順位に東利雄さん、第2順位に加藤園美さん、第3順位に重栖次夫さん、第4順位に伊井滋さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、歌志内市選挙管理委員は小島恵子さん、中嶋哲さん、杉田義之さん、黒田征子さんの以上4名。歌志内市選挙管理委員補充員は、第1順位に東利雄さん、第2順位に加藤園美さん、第3順位に重栖次夫さん、第4順位に伊井滋さん、以上4名が当選されました。

## 議案第49号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第49号歌志内市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第49号歌志内市債権管理条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市税を除く市の債権の管理の適正を期することを目的として、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市債権管理条例。

第1条、総則については、本条例の目的を定めたものでございます。

第2条、定義については、本条例において条文中の用語の定義を定めたものでございます。

なお、議案資料1ページに歌志内市債権管理条例対象科目分類表を添付し、本条例の対象となる主な対象科目を点線枠で表示しておりますので、御参照願います。

第3条、台帳の整備については、市の債権を適正に管理するため、施行規則に定めるところにより、債権管理するための台帳を整理しようとするものでございます。

第4条、督促については、督促状の発付について定めたものでございます。

第5条、延滞金については、延滞金の計算、徴収、減免について定めたものでございます。

第6条、履行期限の繰り上げについては、市の債権の履行期限を繰り上げることに定めたものでございます。

第7条、滞納処分等については、市の債権中、公課に該当するものについて、市税、国税に準じ、差し押さえ等の滞納処分等を定めたものでございます。

第8条、強制執行等については、市の債権中、その他の債権として市債権に該当する債権について、差し押さえ、裁判による履行請求等について定めたものでございます。

第9条、債権の申し出等については、その他の債権に該当する債権について、配当の要求等の申し出及び担保の保全について定めたものでございます。

第10条、徴収停止については、その他の債権に該当する債権について、法人であれば倒産、債権金額が少額、債務者が行方不明等により納付が困難な場合に債権の保全及び取り立てをしないことができることを定めたものでございます。

第11条、履行延期の特約等については、その他の債権に該当する債権について、債務者が無資力、災害等の理由により納期内納付が困難な状態にあるときに、分納等により納付期限を延長することができることを定めたものでございます。

第12条、その他の債権の放棄については、その他の債権に該当する債権について、債務者が生活困窮、民法で定めた消滅事項が満了したとき等に当該債権等を放棄することができることを定めたものでございます。

第13条、委任については、規則への委任について定めたものでございます。

附則第1項については、条例の施行期日を定めたものであります。

第2項については、本条例の施行に伴い、歌志内市使用料等の督促等に関する条例を廃止しようとするものです。

第3項については、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）に準じ、当分の間、延滞金の率について特例基準割合等による特例について定めたものであります。第4項については、歌志内市使用料等の督促等に関する条例廃止に伴い、条例廃止前の延滞金の算定基準等を新条例に引き継ぐことを定めたものであります。

以上でございますので、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 本条例の制定については、恐らく地方自治法の債権に関する自治法と自治令などに基づいて提案したと思うのですが、一応、確認をさせていただきます。

まず、自治法上の240条の1、それから自治法241条の4、自治法240条の2、それから督促の関係で自治令171条、それからその中である自治法231条の3第1項に規定するものです。それから、次に強制執行等の自治令171条の2、そしてこの中にある債権の関係ですが、自治法231条の3第3項、それから履行期限の繰り上げ、これらについては自治令171条の3、それから債権の申し出等自治令171条の4、それから徴収停止でありますと自治令の171条の5、それから履行延期の特約等、これは自治令171条の6、それから免除、自治令171条の7、そのほかに地方自治法240条第2項の強制執行ということもありますが、これらに基づいて運用されるものとして解釈してよいか、これが1点、それから、次に生活困窮者の場合の債権放棄をする場合、この基準はどのようにするのか、この2点についてお伺いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の督促延滞金の徴収停止、いろいろ項目がございました

が、それらについては地方自治法及び地方自治令に基づいて業務を進めてまいりたいと。1点目の債権の管理について、地方自治法に基づくというようなことで債権管理を行ってまいりたいということで、谷議員さんが言われた条例等が挙げられましたが、それらにあわせた中で管理をしていくということでございます。

それと、2点目の生活保護の基準、困窮者の基準なのですが、一応、生活保護の基準、生活保護法の最低生活費に対しての基準なのですが、それに10%上乗せした収入で判断をしたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 1点目のは、当然、自治法、自治令に基づいてこの債権問題は処理していくのだろうと思いますが、私はこの法律の解釈、また担当者が誤った場合、これは大きな問題になりますので、この辺は慎重にきちんと内容を精査して、この債権処理に当たっていただきたい、このことを申し上げたいと思います。このことについて答弁いただきます。

それから次の生活困窮者、生活保護ばかりではないと思うのです。生活困窮者の場合の債権を放棄する場合の基準は、どういう基準を置いて債権放棄するのですかということをお聞きしているのですが、答弁は生活保護者世帯、それを基準にして答弁があったように私は受けとめております。ですから、生活保護者ばかりではなく一般的に、今、前段に言った生活困窮者の場合の放棄をどのような基準を決めてやるのだと、そういうことなのです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の谷議員さんおっしゃるとおり、徴収担当、この使用料関係について各部署で担当するわけなのですが、慎重には慎重を期した中で、地方自治法にのっとった形で対処したいというふうに考えております。

それと、2点目の困窮者ということなのですが、先ほど生活保護の話ばかりしたのですが、滞納者が所得、家庭状況等に滞納者の所得家庭状況の調査を行い、客観的に債務の弁済が不可能と判断する前に債権放棄ということを考えております。その目安としまして、やはり生活保護費の支給基準を照らし合わせるとのことでの御答弁ということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 2点目の所得等とかいろいろございます。それはわかります、生活保護家庭。問題は、僕は生活保護家庭は、要するに行政の中できちんと管理しておりますから、ある面では、全然そこら辺は問題ないと思うのです。それで生活保護家庭者が、そういう債権を放棄するようなことはまずまれだと思うのです。そんなにならうかと。

それはなぜかという、今、生活保護家庭については住宅料などはみんな控除してやっていますよね。そういった面から、僕はそれは心配ないと。ただ、一般的な生活困窮者のことで主に私は質疑したつもりなのですが、万が一、債権放棄をするよと決定する場合、この件についてはだれだれさんの債権放棄を決定するよといった場合、担当者単独で判断するのか、それとも庁内協議、それぞれの所管、そういうものが協議して、何かあったら所管ごとにそういう人は、恐らくいつもあなた方が答弁するときに、所管ごとに滞納があるからこちらが先に払ってもらっているからこちらが残るのだとか、そういうお話が逐次ありました。そういうことを踏まえて、最終的に債権放棄するとき、そのときは庁内協議をするのか、それぞれの所管が集まって。それとも前段に、今、申し上げました担当者が単独で判断してしまうのか、これは大事なところなので、そこら辺はやはりしっかりとした対応を持った債権放棄になろうかと思うのですが、そこら辺をもう一度しっかり答弁していただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の役所のシステムの中では、一応、一般的な使用料については市の財政管財グループが責任者というか、担当としまして、年度末にこの債権放棄の決定をするということでございます。

そのほか、この一般的な使用料に入らない給食費とか、それらについては教育委員会のほうでその債権放棄の決定をするということですが、いずれにしても債権放棄というのは大変重要な事項でございますので、担当者単独の判断では間違ってもやっておりません。やはり、担当者と財政管財グループとの担当者の話し合い、協議を経まして、最終的には市長決裁までを仰いで、市長決裁をしてこの債権放棄を決定するというので、慎重な手続を踏んでいるということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 確認なのですが、この条例を制定することで住民への督促とか差し押さえとかという規制が強まるということではなくて、今までどおりで行われるということではなかったですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 委員会の中でも少しお話ししたのですが、この債権管理条例をなぜつくらなければならないかということについてでございます。

平成17年に病院の診療費の不納欠損処分につきまして、債権放棄なのですが、これが最高裁のほうで地方自治法は適用法令ではなくて民法でやりなさいと、民法が適用基準としなさいというような判決を下されたことから、こういう医療費も含めまして一般的な使用料については、やはり民法に適用をした中で管理をしなければならないという状況になりましたので、そういうことから、これを市の債権を管理する条例をつくるということで、この条例をつくったわけでございます。

したがって、今までの中身としては、よりどころとなる法律が変わったものですから、変わって市の条例でなければ管理できないような状態になったものですから、この市の管理条例をつくったわけでありまして、これらについては今までどおりの督促、滞納処分については一切何ら今までどおり変わることなく、この条例ができたからといって急に請求だとか取り立てだとか、そういうのが強固にされるということはありません。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、所管の行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第 50 号

○議長（山崎数彦君） 日程第 8 議案第 50 号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ー登壇ー

議案第 50 号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子どもの保健の向上及び子育て支援の充実を図るため、乳幼児等（子ども）医療費の助成対象を中学 3 年生まで拡大するとともに、所得要件を撤廃しようとするものでございます。

次ページに参ります。

歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

歌志内市福祉医療費助成条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の 2 ページをごらん願います。

第 1 条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。これは、乳幼児等医療費の助成対象を中学 3 年生まで拡大するため、対象者を「乳幼児等」から「子ども」に変更するものでございます。

第 2 条第 3 号中「乳幼児等」を「子ども」に、「満 12 歳」を「満 15 歳」に改め、同条第 4 号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。これは、乳幼児等医療費の助成対象を「乳幼児等」から「子ども」に改め、満 15 歳に達する日の最初の 3 月 31 日まで助成の対象とするものでございます。

第 3 条中「乳幼児等（満 6 歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）」を「子ども」に改め、同条第 2 号ウ中「または、」を「又は」に、「第 2 条第 2 号ア」を「第 2 条第 2 号」に改め、同条第 4 号を削る。

これは、今まで乳幼児等医療費助成対象を、通院は就学前、入院は小学 6 年生までとし、保護者に対しましても一定の所得要件を設けておりましたが、通院、入院とも対象者を中学 3 年生までの子どもとし、保護者の所得要件を撤廃するとともに条文を整備するものでございます。

第 5 条第 1 項中、「一部負担金」の次に「（満 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者を除く。）」を加える。

これは、今まで乳幼児等の医療費助成対象者には、初診時一部負担金などの自己負担を求めておりましたが、中学 3 年生までは自己負担を設けず全額助成するものでございます。

第 6 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改める。これは、今回の改正にあわせ、助成方法の条文を整備するものでございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置でございます。この条例による改正後の歌志内市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするものでございます。

なお、定例会資料の4ページに乳幼児等（子ども）医療費の助成事業の北海道補助対象基準及び管内5市5町の状況を取りまとめておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今回のこの医療費助成の拡大は、福祉向上に大変望ましいことだと思つて、二、三、確認をしたいと思つています。

この条例制定するに至る経過として、どの時点から検討を始めて、今回のこの提出になったのか、その辺をちょっと経過としてお尋ねいたします。

それと、これに係る対象となる人口は何人ぐらいなのか。予算はどれぐらいの歳出をしているのか。それと、この条例の運用に当たつて、現行、他市町の医療機関にかかつたときには、ある程度の自己負担をしてきて、領収書を持って窓口という格好で支払が発生しているのですけれども、この辺の取り扱いの変更は考えておられないのか。

それと、附則なのですけれども、来年の4月1日から施行するということの施行期日ですけれども、もし、これが議決されれば前倒しにできないのかということをお尋ねしたいと思つています。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） まず1点目の検討に至る経過ということで、いつごろかということでございますが、一番最初はことしの代表質問のほうで有恵議員さんのほうからだと思つてますが、そこから始まつておりまして、それ以降につきましても一般質問等で質問されておりました、その経過を踏まえて随時協議してまいりました。

それと、対象となる人口と予算ということでございますが、対象者につきましては把握しております、予定をしておりますが、ちょっと人口については把握をしております。

対象者につきましては、今のところの見込みといたしましては総勢298名ということで、あくまでもまだ概算の見込みでございますけれども、就学前が106人、小学生が126名、中学生が66名ということで予定をしております。それと、予算の関係でございますが、これもまだ正式には精度の高めた試算はしておりませんが、大まかで言いますと事務費を含めまして拡大分として大体600万円ぐらいふえるのではないかとこのふうを考えております。補助対象、今まで従前の部分が大体400万円程度ありますので、合わせると、大変大ざっぱな言い方になりますけれども、約1,000万円程度というふうを考えております。

あと、他市町村の医療機関、今まで領収書を持ってきて償還払いで、今後はどうするのかということですが、今まで砂川とか赤平、上砂川、歌志内の医療機関につきましては、ほとんど現物をやっておりましたけれども、それ以外の部分につきましては領収書を持ってきていただいて、後日お支払いをするということになっておりました。今後につきましては、今ちょっと研究をしておりますが、支払基金のほうで契約をすれば、道内の医療機関につきましては、支払基金等を契約しているところにつきましては現物給付できるというふうになっておりますので、その部分について議決を得ましたら協議を進めていきたいと思つています。ただ、その部分につきましては、協議に多少時間がかかりますので、この条例の施行4月1日から同日

施行できるかどうかにつきましては、ちょっと時期がずれる可能性はございます。

それと、最後の、前倒ししてできないかということでございますが、条例につきましては4月1日ということで、周知期間、先ほど言いました医療機関ですとか支払基金等の調整も必要になってきますので、準備期間としてやはり3カ月程度いただきたいということで、ちょっと前倒しにつきましては難しいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回のこの子どもの医療費の件は、6月にも僕、一般質問をさせてもらって、かなり一歩前進したのではないかなと思います。

それで、一般質問をした中で、この医療費を無料化にするに当たって、いろいろな福祉政策等の兼ね合いも考えてやっていかなければならないという答えがあったのですが、今回これを制定するに当たって、ほかの福祉政策には影響は出てはいないのか確認したいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） たしか6月だったと思いますけれども、ほかの福祉政策等も考えながら進めるということで話をしたと思います。それで福祉政策の部分については、どういう影響があるかということについては、ちょっとまだ協議しておりませんが、先ほど言いましたとおり、住民周知期間も必要なものですから、先行させてこの部分については提案させていただいております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第51号から議案第53号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第51号から日程第11 議案第53号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第51号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第51号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,612万7,000円とする。

2項は省略いたします。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、デイ・サービスセンター指定管理料。

期間、平成24年度より至る平成26年度。

限度額、指定管理者と各年度において締結する年度協定書第3条に定める額。

これは、本年第3回定例会において議決をいただきました指定管理者の指定についての予算措置であり、デイサービスセンターを平成24年4月1日から平成27年3月31日まで3年間、歌志内市社会福祉協議会に管理委託しようとするものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(歳出)。

1款1項1目とも議会費、10節交際費6万6,000円の増額補正は、慶弔費の増に伴う議長交際費の増であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料47万3,000円の増額補正は、L・G・W・A・N接続方式の変更に伴う電算システム改修委託料であります。

次に、2項徴税费2目賦課徴収費7節賃金12万円の増額補正は、事務補助員賃金の増であります。

6ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1節報酬2万4,000円、9節旅費8,000円の増額補正は、民生委員推薦会開催回数の増に伴う委員報酬と費用弁償の増であります。

3目障害者福祉費20節扶助費316万1,000円の増額補正は、受給者数の増減及び障害者自立支援法改正に伴う障害者福祉サービス給付事業の増であります。

5目医療福祉費19節負担金補助及び交付金520万4,000円の増額補正は、平成22年度療養給付費負担金の清算に伴う北海道後期高齢者医療広域連合負担金の増であります。

次に、2項老人福祉費1目老人福祉事業費11節需用費15万円の増額補正は、市と入居者との負担区分の変更に伴うシルバーハウジング電気料の増であります。

3目介護保険費13節委託料28万8,000円の増額補正は、利用者の増に伴う介護予防支援委託料の増であります。

8ページをお開き願います。

5項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料37万8,000円の増額補正は、法改正に伴う子ども手当支給に係る電算システム改修委託料であります。

3目保育所費1節報酬9,000円の増額補正は、嘱託保育士の時間外手当の増によるものであります。

次に、6款農林費2項林業費3目治山事業費22節補償補てん及び賠償金116万6,000円の増額補正は、平成23年9月4日の大雨による三坑の沢土砂崩壊に係る治山事業のための保安林指定に伴う山林保有者に対する立木補償であります。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費24万4,000

0円の増額補正は、道路街灯電気料の増で、原油海外炭の高騰によるものであります。

2目道路維持費13節委託料115万5,000円の増額補正は、(仮称)東光団地1号、2号線及び歌神1区1号、2号線に係る道路台帳整備委託料であります。

15節工事請負費78万円の増額補正は、大雨被害による市道等の側溝補修の増であります。

次に、4項都市計画費2目下水道費28節繰出金405万5,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

次に、10ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費3目図書館費11節需用費18万3,000円、18節備品購入費231万7,000円の増額補正は、北門信用金庫からの指定寄付金250万円を受け、児童用図書等と図書装備用消耗品を購入するものであります。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費は、財源区分の変更であります。

次に、15款1項1目とも予備費563万円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(歳入)。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金158万円の増額補正は、障害福祉サービス費等の増であります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金79万円の増額補正は、障害福祉サービス費等の増であります。

次に、2項道補助金1目民生費補助金10節子ども支援対策事業費補助金37万8,000円の増額補正は、子ども手当事業の増であります。

次に、15款財産収入2項財産売払収入3目1節とも不動産等補償収入16万3,000円の増額補正は、赤平市赤間の沢市有林内の北電所有のマイクロ無線反射板に係る立木伐採補償収入であります。

4ページをお開き願います。

16款1項とも寄附金3目教育費寄附金1節図書購入費寄附金250万円の増額補正は、図書館の図書等充実資金として、北門信用金庫からの指定寄附金であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第51号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第52号の歌志内市営公共下水道特別会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第52号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)。

平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,185万5,000円とする。

2項は省略いたします。

3ページをお開き願います。事項別明細書の歳出から御説明いたします。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1 款市営公共下水道事業費 1 項公共下水道事業費 1 目一般管理費 2 7 節公課費 4 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、平成 2 2 年度分消費税の申告に伴う増であります。

次に、2 款 1 項とも公債費 2 目利子は財源区分の変更であります。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2 ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

3 款 1 項とも繰入金、1 目 1 節とも一般会計繰入金 4 0 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第 5 2 号の市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） ー登壇ー

議案第 5 3 号平成 2 3 年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第 1 条は省略いたしまして、第 2 条から申し上げます。

第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の支出予定額を補正するものであります。

第 1 款病院事業費用の既決予定額 5 億 9, 1 3 4 万 7, 0 0 0 円に 3 7 9 万 7, 0 0 0 円を増額して、5 億 9, 5 1 4 万 4, 0 0 0 円に改めようとするもので、その内訳は第 1 項医業費用の既決予定額に 3 7 9 万 7, 0 0 0 円を増額して、5 億 8, 3 1 5 万 7, 0 0 0 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 7 条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費の第 1 号、職員給与費「3 億 7, 4 2 3 万 5, 0 0 0 円」に 3 7 9 万 7, 0 0 0 円を増額して「3 億 7, 8 0 3 万 2, 0 0 0 円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出について御説明いたしますので、1 ページをお開きください。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目給与費の 3 7 9 万 7, 0 0 0 円の増額の内訳は、（給料）2 節看護師給 2 6 7 万 2, 0 0 0 円の増、これは平成 1 8 年 7 月 1 日の医療法施行規則の一部改正に伴う経過措置が平成 2 3 年度末で終了するため、平成 2 4 年 4 月 1 日付で採用を予定していた不測の事態のための看護職員 1 名を、本年 5 月 1 日付で前倒しし採用したことによる増であります。

この医療法の改正は、長期にわたり療養が必要な医療必要度の高い患者を受け入れる病床との位置づけを医療法の体系上で明確にし、病棟看護師の人員配置基準を引き上げるというもので、病棟看護師の人員配置基準が 6 対 1 から 4 対 1 に変更となるものであります。当院の場合は 6 0 床ですので、これまで最低基準 1 0 人配置から 1 5 人配置となりますが、不測の事態に備え、看護職員 1 名を前倒しし採用したことに伴い、現在の病棟看護師は 1 6 人となっております。

医療法改正の配置基準からすれば、1 5 人のところ 1 6 人となり 1 名増となりますが、不測の事態、つまり自己都合による退職や病気休暇などで欠員となった場合、速やかに人員を確保することは看護師不足からも困難と判断し、また、この配置基準を下回ることによりペナルティーが生じることから、それらを回避するための措置としても人員確保は急務と考え、採用時期が早いこともありましたが、前倒しし採用を行ったものであります。

3節医療技術員給649万4,000円の減は、本年3月31日付で診療エックス線技師兼医療相談担当が勸奨退職したことによる給料の減と、平成22年2月7日から病気休職中の理学療法士に係る給料について本年2月7日で休職期間が1年を経過し無休となったため、今年度の4月から11月分までの給料を減額するものであります。

4節事務員給450万5,000円の増は、本年4月1日付の人事異動等に伴う職員給料の増額分であります。

次に(手当)6節看護師手当169万1,000円の増、7節医療技術員手当352万9,000円の減。

次ページの8節事務員手当269万2,000円の増、これらは先ほど御説明いたしました看護職員採用等による増、診療エックス線技師退職等による減、職員の異動等による増であり、詳細は省略させていただきます。

13節報酬226万円の増は、本年3月31日付で診療エックス線技師兼医療相談担当が勸奨退職したことに伴い、本年4月1日付で嘱託職員の診療放射線技師を採用したことによる増であります。

次に、3ページから5ページまでの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、7ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より379万7,000円を増額した4,605万8,000円となり、年度末の累積欠損金が8億7,236万7,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、議案第51号平成23年度歌志内市一般会計補正予算(第5号)について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 1点だけお伺いいたします。9ページの道路維持費でございます。

調査設計委託料115万5,000円、先ほどの提案説明では、東光線、歌神線だったかという、ちょっと早口で聞こえなかったのですけれども、これは既にできている、つくった道路を設計委託するのか、これからつくるものをやるのか。それで、もし万が一、つくったものをやるとすれば、何で今ごろ補正に出てくるのか。いつも私、補正の問題で質疑をさせていただきますけれども、補正というのは私が言うまでもなく皆さんプロだからわかっていると思えますけれども、非常に補正を安易に考えているのではないかという気がいたしますので、その辺をあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長(山崎数彦君) 柴田建設課長。

○建設課長(柴田一孔君) 9ページの御質問がございました道路維持費の委託料でございますが、東光団地のセイコーマートの横の道路でございます。それと、歌神団地でございますので、歌神の建てかえ住宅の道路をあわせて、この2本を道路台帳整備をするということで委託をとっております。

これにつきましては、当初予算でもよろしいのですが、台帳整備を行って道路認定を行うことによって交付税に反映されるものですから、来年度やるよりは今回の12月に補正をしまして、3月には道路認定ということで議会に上程いたしたく、今回補正したところでございます。

○議長(山崎数彦君) もう1件、補正予算のことについて、考え方ですか、それについて、

多分、財政課長の答弁だと思いますけれども。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 2点目のことで、柴田課長のほうからもお話ししたとおりなのですが、この道路台帳、この件につきましては、補助金も何もつかない市単費なものですから、緊急性が余りないわけなのですが、先ほど話したとおり毎年4月1日現在の道路の延長、面積に基づく普通交付税の算定に使われる延長面積となり得ることから、どうしても3月いっぱいまで整備して道路台帳に登載したいということから、12月、第4回定例会に補正として上げた次第でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ちょっと私の勘違いかどうか分からないものですから、確認の意味で再度質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、東光団地つくったときのセイコーマートの付近の道路と、それから歌神団地の道路ということでございます。それで、歌神団地も住宅を建てますよ、道路をつくりますよと。それから、セイコーマートのほうも団地をつくりますよと、道路をつくりますよと。こういうことは、その事業事業で一括設計委託をしているのではないかと思うのですが、その道路は団地をつくる時に一緒に設計をしないのですか。その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 設計自体のアウトラインといいますか、道路の形状、いわゆる道路の中心線用地関係はやります。今回この台帳整備は、できたものをさらに出来高と言うのですか、出来型と言うのですか、そういう部分を台帳に網羅しまして、実際に排水の位置がどこにあるとか、水道管がどこにあるとかという部分をその台帳の図面に落としまして、さらに面積関係、そういった数値を台帳に入力し、図面については規定の縮尺のマイラーズという透明なペーパーに台帳図の基本となる道路を写すと、そういう作業でございますので、設計をするとか測量をするというよりは、できたものを現地と確認しまして台帳に載せるということがこの業務でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 大体わかりました。

それで、先ほどの補正のことも答弁いただきましたけれども、実際にこれからやるわけですが、これからどんどん雪が降ってきて、そして道路台帳を整備すると、そのための設計だということなのではございますけれども、本来であれば雪の降らないうちにやるとか、実際にこれからどんどん降雪期を迎えて、正規のというのか、精密な設計というのか、そういうのはできるのですか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 実際、水道、下水道、道路工事というものは、それぞれの業者さんがやります。その管路の位置、あるいは道路の中心線、水道管、下水道管の中心線、これについては座標管理ということで行っておりますので、特段の問題点がなければその座標を使いながらできます。完璧といいますか、できれば現地がすべて見えればいいのでございますけれども、見えない部分は雪を除去して確認するということにはなりますが、ほとんどの場合は座標管理で図面に落とせるということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第51号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。  
これより、議案第52号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第52号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案52号は、原案のとおり可決されました。  
これより、議案第53号平成23年度歌志内市立病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第53号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

- 議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

（午前11時44分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      下      山      則      義

署名議員      女      鹿              聡